

令和3年度事業計画

I 計画の概要

令和3年度は、前年度に引き続き、次の2つの公益目的事業を実施する。

公1の食鳥検査事業では、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条第1項の規定により鹿児島市長が指定した指定検査機関として、当該指定に係る処理場において、同法第15条の規定に基づき、家畜伝染病予防法や厚生労働省令で定める疾病等について食鳥検査を実施する。また、処理場におけるHACCPに基づく衛生管理の本格実施(令和3年6月1日施行)を踏まえ、食鳥処理の衛生管理の向上に寄与するために、検査員会議の定期的な開催や各種食鳥肉衛生研修会へ参加し、検査技術の研鑽及び平準化、情報共有に努め、検査員の資質向上を図る。

公2の犬の捕獲等受託事業では、鹿児島市と委託契約を締結し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例並びに鹿児島市動物愛護管理センター規則(令和3年4月から題名改正)等に規定された犬猫の収容及び愛護に関する業務などを適確に遂行する。なお、受託業務内容は、具体的には、①犬の捕獲・抑留・返還 ②犬の登録申請の受付、鑑札・狂犬病予防注射済票の交付 ③犬猫の引取、負傷動物の収容 ④収容中の犬猫の飼養管理、譲渡、殺処分及び焼却 ⑤犬猫の適正飼養の指導啓発等である。

本協会は、公益財団法人として、これらの事業を通じ、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生防止、狂犬病の発生予防、犬猫による人の生命、身体や財産への侵害防止及び動物愛護の普及推進など、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進に寄与する。

II 事業活動

1. 食鳥検査事業(公益目的事業1)

(1) 食鳥検査の実施

対象処理場	所在地	食鳥の種類	処理方法
(株) アクシーズ 川上工場	鹿児島市川上町3149-1	ブロイラー	中抜き
(有) 二幸食鳥 松元工場	鹿児島市福山町4番地	成 鶏	中抜き

(2) 研修会への参加

- ① 県主催の獣医公衆衛生技術研修会(鹿児島市) 令和3年7月
- ② 全国食鳥指定検査機関情報連絡会議(岡山市) 令和3年10月
- ③ 九州ブロック食肉衛生検査所協議会研修会(福岡市) 令和3年10月
- ④ 厚生労働省主催の食鳥肉衛生技術研修会、衛生発表会(東京都) 令和4年1月
- ⑤ 協会開催の検査員会議(動物愛護管理センター会議室) 年4回
- ⑥ 県獣医師会主催の公衆衛生講習会(鹿児島市) 年1回

(3) 鹿児島市長に対する申請又は報告(食鳥検査法(略称)に基づくもの)

- ① 役員の選任及び解任認可申請(変更があった場合)
- ② 検査員の選任及び解任届
- ③ 令和2年度事業報告及び収支決算報告
- ④ 令和4年度事業計画及び収支予算の認可申請

(4) 役員の会議等への出席

- ① 全国食鳥指定検査機関協議会総会(東京都) 令和3年6月
- ② 全国食鳥指定検査機関情報連絡会議(岡山市) 令和3年10月
- ③ 九州ブロック食肉衛生検査所協議会所長会(福岡市) 令和3年10月

- ④厚生労働省主催の食鳥肉衛生技術研修会、衛生発表会(東京都) 令和4年1月
- ⑤全国食鳥指定検査機関協議会役員会(未定) 令和4年2月

2. 犬の捕獲等受託事業（公益目的事業2）

(1) 犬の捕獲等業務

- ①犬の捕獲
- ②負傷動物等の保護収容
- ③実態調査及び登録等の指導
- ④狂犬病定期予防注射（集合注射）の応援（4月～5月）
- ⑤犬及び猫の適正飼養並びに管理に関する指導啓発

(2) 鹿児島市動物愛護管理センター業務

- ①抑留犬の返還
- ②所有者不明或いは飼い主の事情で持込まれた犬猫の引取等
- ③犬猫の譲渡（譲渡前講習の実施）
- ④収容中の犬猫の飼養管理（譲渡適性の観察、散歩、トリミング等のケアを含む。）
- ⑤返還や譲渡できなかった犬猫等の殺処分及び焼却
- ⑥市主催の講習会や動物愛護フェスティバル等への協力
- ⑦動物慰霊祭の開催

(3) 地域猫活動への支援等

- ①猫の適正飼養及び管理ガイドラインに基づき、市が行う地域猫取組への支援
- ②不妊去勢手術のための猫捕獲器、猫バリア器の貸し出し

(4) 手数料の収納及び払込に関する事務（動物愛護管理センター内の事務に限る。）

- ①犬の登録や返還等の申請受付、鑑札・狂犬病予防注射済票の交付
- ②収納等業務（犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料、抑留犬返還手数料等）

(5) 関係団体との連携

- ①鹿児島大学共同獣医学部が実施する収容中の犬猫の不妊去勢手術への対応（大学と市の協定）
- ②鹿児島地区獣医師会が実施する収容中の犬猫のボランティア診療への対応（地区獣医師会と市の協定）
- ③鹿児島大学学生サークル（アニマルプロテクション）が実施する活動への支援

(6) 委託契約に基づく市長への報告

- ①受託事業実績報告書の提出

III 組織運営

1. 理事会及び評議員会の開催

- (1) 令和3年度理事会（3回） 令和3年5月・11月、4年2月
- (2) 令和3年度評議員会（2回） 令和3年6月、4年3月
- (3) 定期監査 令和3年5月

2. 県知事に対する報告（公益法人認定法に基づくもの）

- (1) 令和2年度事業報告に係る書類の提出
：財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給基準を記載した書類、組織運営及び事業活動の状況の概要等
- (2) 役員等の変更届出書の提出（変更があった場合）
- (3) 令和4年度事業計画書、収支予算書の提出

3. 活動状況等の情報開示（公益法人認定法及び当協会の情報公開規程に基づくもの）

- (1) 貸借対照表の公告（掲示）
- (2) 資料等の開示（備え置き、協会ホームページの随時更新）